

6. 実現に向けて取り組むべき事項

堺臨海部活性化を推進するためには、活性化方策を効率的かつ効果的に実施・運営していく必要があります。そのための推進体制、施策のマネジメントサイクル及び実現に向けた取り組むべき事項は以下のとおりです。

6.1 推進体制の整備

本ビジョンの推進にあたっては、具体的な計画立案の段階から、様々な立場の方との意見交換、意向調査を踏まえ策定するとともに、施策の実施段階においても多様な主体の協働により進めていくこととします。ビジョンには、国や府、民有地における施策や他の主体が実施することが適切と考えられる施策も盛り込んでいるため、それらの理解と協力、合意形成が重要であり、関係各者への提案・要請を進めることが必要です。よって、臨海部の背後市として、本市の主体的・積極的な取り組みを進めるため、関係者から構成される協議会（仮称）及び個別の地区や課題に対する分科会（仮称）を設立し、共通認識のもと問題解決、施策の展開を図る必要があります。

施策展開していくにあたっては、市民や地域で活動している NPO、関係団体の合意形成が重要であり、今後、ワークショップ、アンケート、ヒアリングを通じて意向把握を行い、反映していくことが必要です。また、協議会（仮称）の設立により新しい投資を生む仕組みを作り地域の活性化を図ります。

本ビジョンの方針を踏まえ、実施に向けて、地区毎に具体的な事業、費用対効果、スケジュール、資金計画を検討する必要があります。さらに、厳しい行財政の下、国・府の交付金制度などの助成措置の導入、民間事業の活用、基金の設立など多様な財源の確保が必要であり、新しい公共・PPP の導入等を検討する必要があります。



図 推進体制（各主体の相互連携イメージ図）